

令和7年度三島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、三島市が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針を策定するものである。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、三島市行政組織規則第2条に規定する課及び部内室・課内室並びに出先機関（以下「適用部署」という。）での物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業等

【企業等】

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

① 障害者の雇用数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

【在宅就業障害者等】

ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ア 事務用品等（筆記用具、封筒、ゴム印 など）
- イ 食料品・飲料品（パン、焼き菓子、弁当、プリン、餃子、コーヒー、味噌 など）
- ウ 生活雑貨・小物雑貨（缶バッヂ、トイレットペーパー、ストラップ、鍋敷き、印鑑スタンド、アクリルタワシ、タオル など）
- エ 印刷製品（カレンダー、チラシ・リーフレット など）
- オ その他（アからエに属さないもの）

(2) 役務

- ア 軽作業（シール貼り、印刷物折り、古紙回収、資源回収分別 など）
- イ 清掃作業・除草作業（施設内清掃、公園内除草 など）
- ウ その他（ア、イに属さないもの）

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和7年度の調達目標として、物品は令和6年度実績が目標である平成30年度実績を下回ったため、引き続き平成30年度実績を目標として設定する。また、役務については、令和6年度実績が目標である令和5年度実績を上回ったため、令和6年度実績を目標とした。令和7年度も物品、役務それぞれの実績が目標を上回るよう努める。

種別	調達目標	実績
物品	平成30年度実績以上	4,033,196円
役務	令和6年度実績以上	5,275,791円

7 その他物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等が供給可能な物品等について、施設等からの情報をもとに府内各部署に情報提供するものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

9 方針の見直し

この方針は、経済や雇用の情勢を考慮し、毎年度見直しするものとする。